

# 議会運営委員会

平成21年12月11日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行                      ○木澤 正男                      伴 吉晴  
紀 良治                      飯高 昭二  
中西 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏                      同 係 長 安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、飯高委員

委員長

皆さんおはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。本日の、会議録署名委員に、紀委員、飯高委員を指名いたします。両委員には、よろしく願いいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、協議事項（1）平成21年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

付議議案の取扱いについて協議いたします前に、議案49号について議案の訂正が提出されており、また、追加議案として3議案が提出されるということですので、まず、これについて総務部長から説明を受けることといたします。 池田総務部長。

総務部長

おはようございます。まず1点目であります、初日に上程させていただきました議案第49号 平成21年度 斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本補正予算書において1ページ及び3ページでの款及び項の表示誤りがありましたので、12月8日付けで町長より中西議長宛に訂正のお願いをさせていただいております。なお補正予算額につきましては訂正はございません。議長及び委員長ならびに議員みなさまには、たいへんご迷惑をおかけいたしますけれども、議案の訂正の取り扱いにつきまして、ご配慮をお願いを申し上げたいと思います。

次に、前回の議会運営委員会でもお願いをいたしておりました、学校関係のデジタルテレビやパソコン等の購入にかかる議案であります。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決が必要な予定価格が700万円を超える物品の購入に該当いたしますことから、議会の議決を求めるものでございます。去る12月7日に入札を執行し、

落札者が決定したことから、最終日に3つの議案を上程させていただきます。内容といたしましては、ひとつには、町立小学校のデジタルテレビ及びブルーレイディスクレコーダーの購入につきまして、各3小学校に視聴覚室と職員室に50インチのデジタルテレビを計6台、校長室と事務室に32インチのデジタルテレビを計6台、またブルーレイディスクレコーダーにつきましては、各小学校に2台ずつの計6台整備するものでありまして、アンテナから各デジタルテレビまでの配線設備等の整備を行います地上デジタル放送対応受信設備整備工事と一括で発注いたしました。契約者は、斑鳩町興留5丁目15番25号、株式会社高塚電気商会、代表取締役高塚雅之で、契約額は7,245,000円で落札率は78.41%でありました。2つといたしまして、町立学校等の教員用のパーソナルコンピュータの購入につきましては、幼稚園で19台、小学校で79台、中学校で48台の計146台を、各教職員の事務用として整備するものでありまして、各町立小学校の校内LAN整備工事と一括発注であります。契約者は、奈良市高天町22番の2、日本電気株式会社 奈良支店 支店長 向井徹で、契約額は2,748万9千円で、落札率は98.79%となります。3つとして、町立中学校の教育用パーソナルコンピュータの購入につきましては、各中学校に40台ずつの計80台を教育用ソフトウェアや5年間の保守等とともに整備するものであります。契約者は、奈良市高天町22番の2、日本電気株式会社 奈良支店 支店長 向井徹で、契約額は4,929万7,500円で、落札率は98.22%でございました。以上3つの議案につきましては、先ほども申し上げましたが、本定例会の最終日にご提案させていただきます、議決を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でご説明とさせていただきます。

委員長

ただ今説明のありました議案第49号にかかる議案の訂正についてですが、議案の訂正は議会の許可を必要といたしますので、この取扱いについて、議長、副委員長とも相談をいたしましたところ、訂正の内容が当然、訂正されてしかるべきものであり、補正予算の内容を変更する

ものでもございませんでしたので、その許可について諮るためだけに緊急に本会議を開く必要もないのではないかとということで、最終日の本会議でお諮りすることにさせていただきました。なお、付託先であります予算決算常任委員会においては、あらかじめ理事者から訂正について説明を受け、委員皆さんの了解のもと、議案の審議がなされましたことを申し添えます。どうか、委員皆さんのご了承をよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今、総務部長から説明のありましたことについて、委員皆さんのほうから何か事前にお聞きしておくことがあればお受けしてまいりたいと思います。質疑、ご意見等のあるかたはどうぞ。

( な し )

委員長

質疑等ないようですので、①付議議案の取扱いについてを議題といたします。各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思います。これら付託議案のうち、議案第38号と議案第41号から議案第49号までの10議案につきましては、いずれも満場一致で可決となっております。また、認定第10号につきましても満場一致で認定となっております。また、請願第1号については、満場一致で趣旨採択となり、陳情第3号についても、要望のあった2項目のうち1項目については、委員会発議をもって意見書を提案され、残り1項目について採択となっております。いずれの議案につきましても、各常任委員会で討論はありませんでしたので、最終日の本会議においても討論はないものと思われませんが、皆さんの中で討論等を予定されているもの、あるいはまた、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっているものがありましたら、議長次第にも関わってまいりますので、あらかじめお聞かせをいただきたいと思います。ございませんでしょうか。

( な し )

委員長

現在のところでは、討論等の予定はないものと確認をしておきます。  
ここまでのところで、何か質議、ご意見等はございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、次に、②追加日程についてを議題といたします。  
まず、追加日程1についてですが、議案の訂正の申し出が出ておりますので、先ほど申し上げましたように、最終日の本会議で、その許可についてお諮りをいただきますが、これについては、議案第49号の表決を行います前に、お諮りをさせていただくことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議案の訂正については、議案第49号の表決の前に諮っていただくことといたします。

次に、追加日程2、議案第50号、追加日程3、議案第51号、追加日程4、議案第52号については、あらかじめ総務常任委員会でも説明を受けているものでありますので、すべての付託議案の表決が終わった後、委員会付託を省略し、即決することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議案第50号から議案第52号までの3議案については、最終日に委員会付託を省略し表決していただくことといたします。

次に、追加日程5、発議第6号についてですが、先ほど申し上げまし

たように、陳情第3号に関して、携帯電話基地局の電磁波対策を求める意見書を委員会発議をもって提出されるものですので、追加日程4に引き続きお諮りいただくことにしたいと思います。

ここまでのところで、追加日程について、質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、この追加日程についても、討論の予定についてお尋ねをさせていただきます。

これらについて、討論の予定がある、あるいは討論をされるとお聞きになられているものはございますでしょうか。

( な し )

委員長 現在のところでは、討論の予定はないものと確認をしておきます。

それでは、最終日の本会議については、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしくお願いをいたします。付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に(2)次期定例会の日程についてを議題といたします。

皆さんのお手元にお配りをいたしております日程案について、事務局から説明願います。 藤原事務局長。

事務局長 それでは、平成22年3月第1回定例会の日程案についてご説明申し上げます。3月定例会の日程の作成にあたりましては、年度末の多忙な時期でもありますことから、できるだけ早い時期に開会することといたしまして、これまでの例により第1月曜日であります1日(月)を初日といたしました。初日本会議終了後に広報発行常任委員会、2日、3日は休会とし、4日、5日に一般質問。翌週8日から10日までの3日間は、平成22年度当初予算審議のための予算決算常任委員会とし、11

日に建設水道常任委員会、12日は農業委員会がございますので休会とし、翌週15日に厚生常任委員会、16日に総務常任委員会、17日は中学校卒業式がございますので、午後から補正予算審議のための予算決算常任委員会、18日も小学校卒業式がございますので午後から議会運営委員会を行い、平日の19日（金）と23日（火）の2日を休会日としまして、24日を最終日といたしております。会期は、24日間でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 　ただ今、事務局から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等あれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 　それでは、3月定例会の日程については、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで、委員会として確認をしておきたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしと認めます。3月定例会につきましては、予定ということで確認をいたしておきたいと思えます。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦勞さまでした。暫時休憩いたします。

（ 午前9時14分 休憩 ）

（ 午前9時15分 再開 ）

委員長 　再開いたします。次に（3）今後の議会運営のあり方についてを議題といたします。前回の委員会で、論点整理をしていただきましたように、全員協議会の活性化について、また、予算決算常任委員会のあり方につ

いて、この2項目を検討課題として審議を深めていきたいと思ひます。

前回の委員会でも、この2項目について調査研究をしていただくようお願いもしておりましたので、本日は、この2項目について皆さんのご意見をお聞かせいただければと思ひます。 木澤委員。

木澤委員 一応、この問題につきましては、議長のほうから諮問を受けまして、今年度中に議会運営委員会として一定の結論を出すということで議論をしていっていたと思うんですが。やはり項目を絞って、前回大きな項目として、予算決算常任委員会と全員協議会の今後のあり方ということで議論をしていこうということで絞っていただきましたが、そのなかで、今委員長がお聞きいただいている点についても、項目を出していただいて、やはり集中的に議論をしていくというのを、今後行っていくべきかなというふうに思うんですが。やはり3月の時点で一定の結論を出すに相応しい議論をどういうふうにしていくかというのと、あと前回の委員会でも申し上げましたように、今年度中の来年度の当初予算の審議をする際にいかしていける分については、やはり理事者のほうとの協議が必要ですし、それについても間に合う形で議論をしていく必要があるのではないかなというふうにも思っておりますことから、項目を出していただいて、それを集中的に審議していく、日程等についても今日お諮りしていただければなというふうに思っていますんで。私としましては、予算決算常任委員会のことについては、やはり、ひとつは来年度からはじまる新規事業について、当初予算のときに、いきなり予算書とともに示されるという形ではなく、事前の委員会で新年度事業について説明を受ける場をどうしていくのか、という点が1点議論の対象かなというふうに思ひます。それにつきましては、以前に意見もありましたが、全員協議会で全議員を対象にして説明をしてもらうという考え方と、あと、各常任委員会でそれぞれの所管の事業の説明をしてもらうという考え方と、予算決算常任委員会の事前委員会で説明をしてもらうという、一応3通りの考え方が意見としてこれまでも出されてきたのかなというふうに思ひまして。その中でも分野を分けて説明してもらうのか、そ

うか、最初に言いました全員協議会でまとめて説明してもらうのか、そのことも議論して一定の結論を出して諮っていくべきかなというのは、1点考えていることです。

それと、資料について、以前に精華町の方に視察に議会運営委員会が行かしてもらって、いただいてきた資料で、前回、勉強会の際にも、前委員長からお話がありましたが、県の補助金・国の補助金というのがどういう割合でついていると、そういったところの資料を示していただいて、当日、予算委員会の中では政策的な議論を集中的に行うと、そういったあり方が理想なのかなとは思いますが、それについて資料を出すということは、ものすごい理事者のほうも手間のかかることですから、それを今年度急に言っても無理でしょうから、今後検討していくとしても、そのことについても、やはり一定理事者と協議していくことが必要があるかなと思います。それは、やはり議会運営委員会としてやっていくべきことなのかなというふうにも思うんですが、この点も、みなさんのご意見をお聞きして、議論しておく必要があるのかなと思っています。

そして、全員協議会については、前回の委員会で、いろいろ全員協議会の中で議論していくべきではないかということで意見もいただきましたが、私の考え方としては、基本的に、来年度から全員協議会で勉強会というのを定例化していけたらな、というふうに思っていますが、これについては、どういうペースで、どういうテーマで、勉強会をしていくのか。また、もちろん、勉強会の中でのなるかと思いますが、一定、一般質問で「事業仕分け」のことなんかテーマに上がっていたと思いますが、町のやっている事業についても、どう考えるのかということも含めて、全員協議会の中でそれぞれ議員が意見を交換し合うというような勉強会のやり方もあるのかなと。こうしたことについては、もちろん議運で検討しますが、やはり全議員さんの意見を聞いて、まとめるのか、そのへんについても、やはり、全員協議会を来年度からどうしていくのかということについては議論をする必要があるのかなと。大体大きく予算決算常任委員会についてと、全員協議会について、私が今考えているこ

とについては、そういう意見を持っています。

委員長

他にございませんか。

それでは、他にないようですが、ここで暫時休憩をとらせていただきます。

( 休憩 午前9時25分 )

( 再開 午前9時50分 )

委員長

再開いたします。ただ今、木澤委員から種々ご意見を賜りましたが、このなかで来年度に向けてやっていかなければいけないもの、今年度、2月・3月に当初予算が出ますので、それまでに解決しておかなければならない問題等も含まれておりますので、そこらへんについて、また、各委員さんのその他のご意見も賜りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。 飯高委員。

飯高委員

今、委員長が言われたとおりだと思います。まずは、今年度、来年度ということで、予算決算のあり方については、これ日程も踏まえて、きちっと来年度の当初予算に反映させる意味での説明会を聞くという意味においては、きちっと日程立ててするというところで、方向性はそれでいいと私は思っています。それと全協での議員の活性化ということでもありますけれども、これについては、当然、学習会をしますけれども、具体的にどういった内容でということにつきましては、全議員さんに話を聞いたり、また先ほど話が出ていましたけれども県からの方が来ていただいたり。新人の議員さんの声をお聞きして、どういうなかにおいて、難しい問題に判定をしなければならないという時点の問題においてのことも、そのへんを捉えて、今後はやはり活性化に活かしていてもいいのではないかと思います。その他、各議員が検討して行って、勉強して行って、問題提起をしていくという形にしていきたいと思います。

紀委員

先ほど木澤委員がおっしゃったように、予算決算常任委員会の事前の報告ですね、これは必要なことだと思います。また、本来、議員の仕事である事業仕分け的なできるような状況を予算決算の中につくっていくということが大切だと思います。全員協議会におきましては、テーマを出していただいて、それについて協議していきましようということで、何回か開いていただければ、ありがたいと思っております。

伴委員

私、全員協議会の勉強会という話があったなかで、今、紀委員が言われた事業仕分けですけれども、事業仕分けと言うより事業の評価というようなこと、予算がついて事業が始まってからしかわからない、ちょうど勉強会というような、こういうときに、そういうふうな事業の評価というようなことで、みんなで話し合っていく、このいうふうな機会があればいいのになというような、私は気がしております。予算決算の委員会に対しては、確かに新規事業をあらかじめ説明を受けておく、というようなことは、新しい議員にとってはわかりやすいことと。日程的に無理のないような形でうまく、職員さんに負担が余りかからないような形でいければなという感じはいたしております。もうひとつは、委員会の中ですけれども、その中で、やはり、議員、委員同士がちょっと話し合いのできるような時間があればいいのになというような。皆さんの、説明を受けた中、また議論した中での、上での話し合いができればいいなという気がしております。以上でございます。

木澤委員

私、前段でいろいろ言わしていただきましたけれども、皆さんの意見を聞かしていただく中で、どんな議員さんでも、議論ができるような委員会運営の検討のあり方、どんな議員さんでもという言い方は失礼かもしれませんが、新人の議員さんでもやはり議会に来て、しっかり議論をできるように運営をしていく、そういった検討とか。紀委員もおっしゃいましたけれども、県のほうから職員さんに来ていただいて、例えば予算の徹底的な分析、予算の作り方等から勉強させてもらうとか。また私、個人的には、議会基本条例なんか、これもすぐにはできないと

思いますんで、何年か学習をするというような形で、継続的に学習をしていく等も含めまして、定期的に全員協議会を開く中で、そうした議員の資質向上ということで、全員協議会という場を活用していけたらなと思っております。

委員長

ありがとうございます。全員協議会の活性化、議員の資質向上等につきましては、勉強会を開いていくという形でもって進めてまいりたいと思いますが、その詳細、中身につきましてはですね、もちろん講師に来ていただくということもありますし、どれぐらいの頻度で、開催していくかという問題もありますので、そういうことは、また議論を深めていきたいと思います。また予算決算常任委員会のあり方についても種々ご意見を賜りましたが、当面、この来年度の当初予算までにですね、結論を出して、来年度の当初予算からやっていきたいなと思いますので、これについても、例えば全員で聞く、各常任委員会で聞く、いろんな問題もあると思いますので、これも議論を深めていきたいと。かように思いますので、次回の議会運営委員会をですね、1月12日に開催したいと思っております。

ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

それまでにですね、今言ったようなこと、議員のみなさん、それぞれ調査研究していただいて、当日ご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、この件も含めまして、閉会後も審議してまいりますので、お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

次に、（４）請願・陳情にかかる議案書の書式についてを議題といたします。この件につきましては、請願・陳情が提出され議案書にする際に、請願・陳情文書表の要旨の別紙として、提出された文書のコピーをつけておりますが、今後、文書のコピーはつけないということに改めたいということで、事務局から申し出がございましたので、委員皆さんにお諮りをさせていただきたいと思っております。

まず、事務局から説明をしてください。 藤原事務局長。

事務局長 お手元に「今後の請願・陳情の取扱い方針（事務局案）」という資料と、もう１枚「奈良県議会・近隣町議会における請願・陳情取扱いについて」という２枚の資料をお配りしておりますが、これについてご説明させていただきます前に、ここに至りました経緯について、まずご説明させていただきます。

皆さんもご承知のように、９月定例会において「公共下水道事業に関する陳情書」が提出をされました。この陳情書について、１０月に町民の方から、この陳情書を閲覧したい旨の公文書開示請求が提出されまして、議会事務局といたしましては、公文書開示担当課、また奈良県議会事務局調査課とも相談をさせていただき、陳情書の署名簿に記載されました個人の住所・氏名については、斑鳩町公文書の開示に関する条例に定める「特定の個人が識別される情報」でありますことから、この部分を非開示として陳情書の公開をさせていただきました。

斑鳩町が定めます「公文書の開示に関する条例」及び「個人情報保護条例」につきましては、議会も実施機関として規定をされております。議会も当然遵守すべき条例でございます。

当町議会としても、開かれた議会として、議会会議録また議案書については、積極的に開示すべきものとして、会議録については公民館等で自由に閲覧できるようにし、議案書についても閲覧の求めに応じて積極

的に公開してまいったところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、個人情報については厳格な運用が求められておりまして、個人情報が議会以外の第三者に漏れることのないよう、十分に配慮していかなければならないものでございます。そのようなことから、議会に提出をされました請願・陳情につきましても、議案として取り扱う際にも、個人情報に十分配慮していく必要があります、町民の皆さんの議会に対する信頼を損なわないよう、より厳格に取扱いをしたいと考えまして、請願・陳情の取扱い方針について提案をさせていただくものでございます。

それでは、お手元の「今後の請願・陳情の取扱い方針（事務局案）」という資料をご覧くださいと思います。まず、議案としての取り扱いでございますが、斑鳩町会議規則第91条の規定に従い、作成するものといたします。会議規則第91条では「議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。」こととなっており、「請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する」こととなっており、請願者が数人連署されている場合は、ほか何人と記載することとなっております。

これについては、2枚目の資料をご覧くださいなのですが、奈良県では斑鳩町議会会議規則の取扱いに同じことでもございまして、要旨については、提出された文書の要旨部分を別に浄書され記載をされております。平群町におきましても、請願文書表としての取扱いは同じでございますが、要旨部分については、提出された文書の要旨部分のみをコピーされ添付をされているところでございます。

1枚目に戻っていただいて、2番目の議会運営委員会における取扱い方についてご説明をさせていただきます。

議会運営委員会には、提出されました請願書等の原本のコピーをもって提出したいと考えておりますが、ただし書きにございますように、議会運営委員会資料についても、会議録に添付をされておりまして、閲覧の求めがありましたら、積極的に公開をしていきますことから、「斑鳩町公文書の開示に関する条例及び斑鳩町個人情報保護条例に基づき、開

示できない個人情報等については、これを消去したものを資料としてお出ししたいと考えております。また、署名簿などにつきましても、個人情報である場合は、コピーの添付はしないことといたします。

奈良県議会での議会運営委員会の取り扱い方ですが、議会申合せの取扱いに従って事務局において処理をされ、議会運営委員会には当該請願書等の資料提出はされておらず、また、平群町議会においても、件名のみ報告され、取扱いの協議をされているところでございます。

以上申し上げましたように、開かれた議会を目指す斑鳩町議会として会議録、また会議資料については積極的に公開していくとともに、保護すべき個人情報にあつては、万が一にも漏れることのないように、請願・陳情の取扱いについて厳格な取扱いをしたいというふうに考えますので、委員皆様のご理解をお願い申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今、事務局長から説明がありましたが、これについて、委員みなさんの方で質疑・ご意見等がございましたらお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 　資料の見方をおしえてほしいんですけども、三郷町の「原本のコピーを提出」というのは、これは、今言うている署名の部分もついたままコピーをしているということですか。

事務局長 　提出されました文書のすべてをコピーしてお渡しをされているということで、議会事務局に問い合わせましたら、ちょっとそういう事情ならば考えていかなければいけないなというようなことをお聞きしております。

委員長 　これは、今後の取り扱い方針ということで、署名簿等は添付しないということですね。ただし、代表者の方の住所・氏名はOKであるということになるわけですか。 藤原事務局長。

事務局長      どこまで出せるのかということについては、先ほど申しあげました「公文書の開示に関する条例」と「個人情報保護条例」に基づいて規定をされておりますけれども、いわゆる個人を特定できるような情報、いわゆる先ほど申しあげました住所・氏名、これについては、開示できないと。そして、団体名でありますとか、団体の代表者の氏名、これについては、通常、広く知られていると、また知りえるような情報であることから、それについては開示をされます。また、個人が事業をされておられる場合もございます。そのいったことについては、いわゆる商売をされているということから、これについては、隠されるようなことではないと、商売柄、これについては積極的に広く世間に知らしめていると状況から考えますと、こういったものは開示ということ。問題になりますのは、個人の住所・氏名ということです。

委員長          委員のみなさま、いかがでしょうか。      伴委員。

伴委員          議案としての取り扱い方の3番目の部分が、ちょっとよくわかりませんねけれども。特に、後段の「同一議員の紹介による数件の内容同一ものはほか何件と記載する」、ちょっと具体的にどんなケースになるわけですか、ちょっと私ピンとこないもので。

事務局長      これについては、斑鳩町議会においてはこれまで例がなかったわけなんですけれども、いわゆるひとつの事柄に対して、複数の団体から提出されるということがあるかと思うんです。例えば、先日ございましたサブグラウンドの件に関しましてですね、老人クラブ連合会のほうから出てまいりましたけれども、例えば、同じように利用されている他の団体、複数の団体から、同じ紹介議員を経て出てくると、また内容について同じものが出てくるという可能性もございます。そのようなときには、内容が、趣旨が同じであるということから、同一案件として、ほか何件として取りまとめるというようなことでございます。

伴委員 今の説明で雰囲気わかりましたんですけども、ほか何件と、ほか何件は、その団体名は明示されるんですか。こういうところからも、他来しているということで考えさせてもらっていいわけですか。

事務局長 そのとおりでございます。

委員長 他にご意見ございませんか。  
暫時休憩いたします。

( 休憩 午前10時06分 )

( 再開 午前10時25分 )

委員長 再開いたします。ただ今、事務局長より説明がありましたが、議会運営委員会、また各常任委員会に提出する書類は、今、事務局長の説明のあったように、個人のわかるものについては添付しないということで、みなさんのご了解を得られますか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、そのように全員協議会でご報告させていただきます。

次に、2. その他についてを議題といたします。 飯高委員。

飯高委員 議会運営委員会の欠員の補充についてということで、先の議会運営委員会で、厚生常任委員会から欠員が出たということについて議論されて、所管の委員会に一任するということをお願いいたしましたので、この定例会中に開催されました厚生常任委員会の委員会終了後、この欠員の補充について全委員で協議をいたしました。まず、その結果については、今回は補充をしないということで決定いたしました。これは、

原則的には、議運の委員は各常任委員会から1人ずつ選出されておりということで、現在、厚生から議運については、たまたま私が選出されておりますから、問題はなかろうと。今後、仮に、厚生から誰も議運の委員になっておらなかった場合においては、これは当然、選出をします。原則を重視した結果となりましたので、委員長にご報告申し上げます。

委員長　それでは、厚生常任委員会が議会運営委員の補充は行わないというご意見でございますので、当委員会としては、欠員1名のままでいきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長　それでは、委員補充を行わないということでいかせていただきます。他に、委員皆さんのほうから質疑、ご意見等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。　伴委員。

伴委員　昨日の予算委員会で、委員会で質問すべきでないというような、今の議論の内容とははずれているというような話があったあの件、議運のほうで話をしているというような話もきいたんですけれども。そのあたりの取扱いはどうされるんですか。

委員長　要は、予算決算常任委員会において、その所管以外の質疑、ご意見があったということで、予算決算常任委員会の委員の中から議会運営委員会で審議をしてほしいという話でしたが、これは当日も申しましたけれども、議会で審議するものではなく、もう既にされているものであって、自分が関わる委員会の所管に関わらないものについては、質問はできないということでもあります。これは、全員協議会でその旨、ご報告して、各議員さんが、それぞれ深く思ってくださいという形にしたいと思っておりますけれども。　木澤委員。

木澤委員 基本的に、私も所管以外のことは、その他のところでも、質問はすべきではないと思いますけれども、ただ、どこまでをそうするかというところは委員長の裁量によるところが大きいのかなというふうに思いますので、委員長の委員会運営に配慮したということで、そういうことで議会運営委員会として理解をすべきかなと思っていますけれども。

委員長 委員長がどうしなさい、ここまで許しなさいとか、そういうことは私言っていなし、それは議運で言えることでもないと思いますので、それは委員長判断だと。ただし、議員個人がね、自分が質問する立場になって、これは所管外とか、そういう考えでもって発言していただきたい。そういう意味で、私、今言いましたんで。委員会審議について云々ということではないです。

飯高委員 基本的には、委員長言われていることが正しいのかなと思うんですけども。これも、以前にもこういう形で出てきたときに、いかがなものかなということであったんですけども、今回もこういう形ででてきたと。今後、出てこなかったらいいんですけども。今度、委員長のほうから、全協でこういう事態についての報告をされるといういことで。今後あった場合においては、止めていくということに対して、あったらという想定で物を言うのはいかがなものかとは思いますが、事前に委員長にですね、その他については、こういう質問をしたいという事前の報告もあってもいいのかなと。というのは、僕も傍聴をしております、委員長も聞くなかにおいて、最初は止められないし、どういう方向性で質問されているのかということを知りたいけれど、結局は、各他の委員さんは違うかったかと、所管に関する質問じゃなかったなということではなかったのか。少なくとも、委員長はその采配ができるので、事前にその質問者は委員長に報告しておくという形の体制が、今後出てくるのであれば、そういう形も必要かなということ、私の思いですけれども。基本的には、今の委員さんに促すということで。

委員長 その旨、報告するという形をとらせていただきますので。そして、委員長、これから委員長になる方も、その報告を聞いてですね、委員会運営を決めていただいたら、判断していただいたらいいかと思っておりますので。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 議長のほうから、報告等ございませんか。

議 長 ございません。

委員長 事務局から報告等しておくことはありませんか。

事務局長 ございません。

委員長 他に質疑、ご意見もないようでございますので、その他については以上で終わります。

以上を持ちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。どうも苦労さまでございました。

( 午前10時32分閉会 )